

憲法

■題字は岸信介元総理



●憲法を改めて時代を刷新しよう！

第21回

自主憲法制定国民大会報告号

自主憲法制定国民会議・自主憲法期成議員同盟

今の憲法をどう改正するか

政治改革のための 改憲案を提言する

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議
編

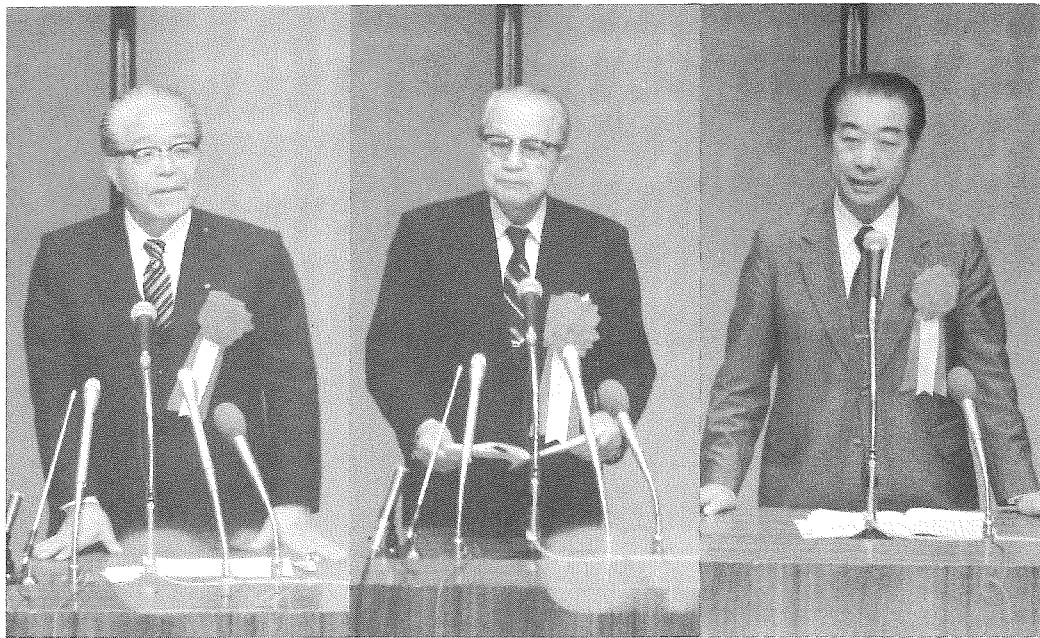
●「ソ連・東欧できえ、憲法を改正して、時代に即応しよう」というときに、わが国だけが、占領軍から与えられ、時代に合わなくなった憲法を改正する意欲もなく、はたしてよいものであるか。（略）今回の改憲案は、沢山ある問題点の中から、外国の例なども参考にしつつ、政治倫理に関する規定三か条と、国会に両院合同会議を置く規定一か条の計四か条の新設を提唱したものである」（本書の『まえがき』より）

●現行憲法の、どこをどう改めればよいか。絶好の叩き台が本書だ！

自主憲法期成議員同盟 編
自主憲法制定国民会議

¥600
〒72

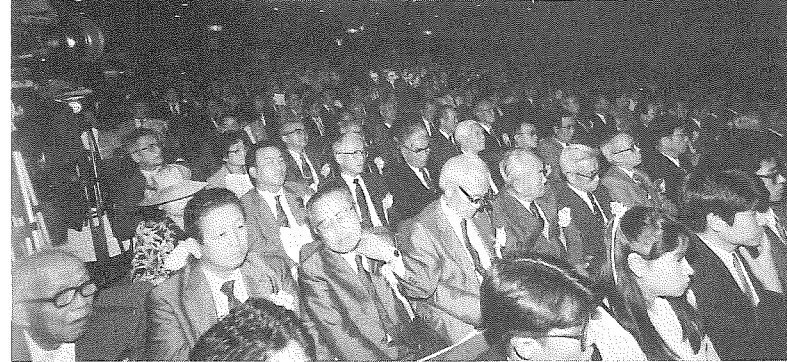
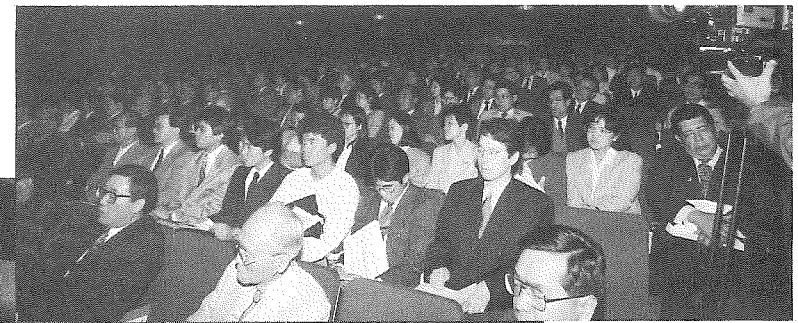
御注文は 自主憲法制定国民会議事務局へ 振替東京6-022879



▲熱弁をふるう長谷川峻自民党代表。 ▲木村睦男会長の挨拶。 ▲開会の辞を述べる森下元晴理事長。



▲壇上向かって左、主催者側。



▲熱気あふれる会場は、1、2階とも超満員。



▲壇上向かって右、各界からの来賓が居流れる。

大会プログラム／目次へ●白抜き数字は本文の頁を示す

国歌斉唱	司会 事務局長 清原 淳平	
一、開会の辞	自主憲法制定国民会議理事長 前衆議院議員・元厚生大臣	鈴木 昌子 1
二、会長挨拶	自主憲法期成議員同盟 会長 自主憲法制定国民会議	森下 元晴 1
三、自由民主党 代表挨拶	衆議院議員 元運輸・労働・法務大臣	木村 陸男 2
推進委員長 挨拶	自民党基本問題調査会会長 自主憲法期成議員同盟推進委員長 衆議院議員	長谷川 峻 6 戸塚 進也 9
四、来賓紹介、激励電報披露		
五、発 表		
(1) 選挙制度改革	——新しい選挙制度の在り方を提唱する—— 法学博士・慶応大学法学部教授	小林 節 11
(2) 政治改革の具体案	——憲法に議員宣誓義務・議員欠格事由・ 両院合同会制を新設する—— 憲法学会理事・駒沢大学法学部教授	竹花 光範 15
(3) 大嘗祭の象徴的意義	自主憲法制定国民会議理事長 前衆議院議員・元厚生大臣	森下 元晴 19 山本 幸彦 22
六、大会決議	大会運営委員	堀江 正夫 23
七、閉会の辞	大会運営委員、前参議院議員	



▶通路にまであふれた参会者たちは、起立して、国歌を斉唱する。開会に先立っての恒例の行事である。



●開会の辞

政治改革と
大嘗祭の意義を考える

自主憲法制定国民会議理事長
前衆議院議員・元厚生大臣

森 下 元 晴

ただ今より、第二十一回自主憲法制定国民大会を開催いたします。(盛大な拍手)

さて、今年の国民大会の特色でございますが、政治的改

ことではありませんが、政治改革の重要な課題でありますので、あわせて取り上げることになりました。この二つの問題については、駒沢大学の竹花光範教授、慶応大学の小林節教授からご発表を頂くことになっております。どうか皆さん、両先生のお話をじっくりと聞いてくださるようお願い申し上げます。(拍手)

革についての具体案と、即位大嘗祭の意義を考える問題との、二つを柱といたしました。(拍手)

最初の政治改革問題は、近年、国民の間から政治改革・国会改革の声が高まってきましたので、平成の新しい時代

祭は、皇位継承に伴うわが国古来の重要な儀式でありますので、その意義について考えたいと思います。(拍手)

今年の大会は、以上のように「政治改革」と「大嘗祭」の二つが基本テーマとなりますが、これらについての具体的なお話の前に、当団体の、木村陸男会長のご挨拶、そして自民党代表の長谷川峻先生の貴重なご講話がございますので、ご傾聴を頂きたくお願い申し上げます、開会の言葉とさせていただきます。(盛んな拍手起こる)

の国民大会後、政治改革・国会改革を取り上げることを選定いたしました。そこで、学者・国会議員・民間三者合同の勉強会「自主憲法研究会」で、約十カ月にわたり研究を

今年のお話の前に、当団体の、木村陸男会長のご挨拶、そして自民党代表の長谷川峻先生の貴重なご講話がございますので、ご傾聴を頂きたくお願い申し上げます、開会の言葉とさせていただきます。(盛んな拍手起こる)

があると思われる四項目を選び出したわけでございます。なお、政治改革といえば、選挙制度改革の問題があまり

す。この問題は、必ずしも憲法を改正しなければ出来ない



●会長挨拶

憲法改正こそ、世直し運動！

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議
元運輸大臣・参議院議長

会長 木村 睦 男

一、民族固有の歴史、文化、伝統を無視した憲法

本日ここに、日本国憲法施行四十二年目の記念すべき日を迎え、一言ご挨拶申し上げます。(盛大な拍手起る)

昭和二十年、昭和天皇のご英断により、わが国はポツダム宣言を受諾して、降伏をいたしました。その直後の混乱のさ中で、憲法改正に着手せざるを得なかったのであります。それは何故か。占領軍はわが国を自由民主主義の平和国家に転換することを、重要な占領政策にいたしましたからであります。即ち、戦前・戦

時中を通じ、軍部の勢力が強大となり、彼らによるわが国の独裁的な政治支配を容易ならしめたのは、国家統治の大権が天皇に集中している明治憲法にあり、との認識から、まず憲法を改正し、わが国を自由民主主義国家に転換することが、最も重要な占領政策と考えたからであります。

このような状況のもとで、占領軍最高司令官マッカーサー元帥は政府に対し、憲法改正を指示したのであります。憲法が一国の基本法である以上、その改正に際しては、国の独立と安全、国家国民の繁栄、さらに民族固有の歴史、文化、伝統を憲法に反映するよう、広汎かつ深遠な配慮が必要です。しかし、このような配慮を占領軍に期待することは、極めて困難なことでありまして、日本側もこの点は涙を呑んで諦めざるを得なかったわけでありまして。(共感の拍手)

占領下とはいえ、日本国憲法は帝国議会の審議を経て成立を見たのであります。とは申せ、わが国を支配する最高権力が、占領軍の掌中にある時の国会審議でありますから、占領軍に対し遠慮もあり、また、さまざまな憶測もあって、自由かつ徹底した論議を期待することは、無理だったのでありまして、そのことは当時の議事録を見ても、十分察知出来るのであります。(場内しんとする)

あれから既に四十数年が過ぎ去った今日、今なお日本国憲法について、当然改正すべきであるとの主張に対し、改正すべきでないという主張が対立し、恰も国論を二分するが如き状態が、いまだに続いているのであります。(拍手)

申すまでもなく、憲法は重要な一国の基本法であります。憲法を中心にして、国民は一体であるという連帯感と、融和と協力の精神が生まれてこそ、はじめて憲法の憲法たる所以があるのであります。(そうだが！の声、拍手)かく考えます時、この現状はまことに遺憾というほかありません。(拍手)

二、憲法全体の見直しこそ喫緊の急務

さて、昨年十一月、東西を二分していたベルリンの壁が、音を立てて崩れ去ったことは、今や自由民主主義体制こそ、人類の自由と平和繁栄のために、最もふさわしい体制であることを証言したものと云うべきで、われわれは、この点に深く思いを致すべきでありましょう。(拍手)

世界もわが国も、ここ四十有余年の間に、目まぐるしく変わって参りました。今日わが自衛隊の活動状況や、世界の移り変わりを見ます時、憲法第九条をめぐる賛否の争いを繰り返している時代は、既に過ぎ去ったというべきであります。われわれは、須らくこれを克服し、憲法全体を見直すため前進すべき時ではないでしょうか。(大拍手起ころ)

かつて憲法制定国会において、野党代表の議員がいみじくも喝破したように、泣き言と哀調に満ちた憲法の前文をはじめ、独立国日本の将来を展望いたします時、天皇の地位の明確化、立法、行政、教育、宗教、財政など各般にわたり、日本国憲法には多くの検討すべき問題があるにもかかわらず、今日まで全く手がつけられないまま、専ら第九条のみに賛否の議論が集中していることは、極めて遺憾でありまして、世界の主要国は同じ戦後四十五年の間に、西ドイツは三十五回、スイスは五十三回、ソ連もまた五十三回、判例を重視するアメリカでさえ、五回も自国の憲法を改正しております。(拍手)

憲法改正こそは、国を若返らせ、民心を一新して大いに時代を刷新する、「世直し運動」でもあります。(拍手) 今の十年は、昔の五十年、いや百年にも匹敵すると言われるように、世界は大きく、かつ激しく

変わりつつあります。わが国の政治も、また旧態依然のままであってはなりません。(その通りの声！ 盛んな拍手起ころ)

三、時代に即応した新しい憲法を！

政治改革こそ、まさに喫緊の急務であります。世界の平和と繁栄に、そして人類の幸せに大きくかかわりを持つに至ったわが国の政治が、世界に貢献し得るためには、旧来の陋習を打破し、大いに改革されなければなりません。そのためには、今や政治の基盤である日本国憲法が、名実共に時代に即応し、時代を刷新し得るよう、装いを新たにすることがあります。(拍手) 過去四十三年間、わが国の憲法が一回も改正されていない現実こそ、「いまだ戦後は終わらない」という嘆きでなくて何でありましょうか。(拍手) われわれは、大いに国民世論を喚起し、自主憲法制定に向かって努力邁進することを誓うものであります。(大拍手)

最後に、本日の大会に青年学生諸君が多数参加されていることは、最も力強く、喜ばしく感ずるものであります。今秋は即位式が挙行されますし、今や平成の新時代に入りました。来るべき二十一世紀の日本は、まさに若い諸君の双肩にかかっているのであります。諸君こそ国を愛する精神のもと、正しい国際感覚を身につけ、広い視野と深い洞察力を養い、時代を先取りして、よりよき憲法をつくるため研鑽を積まれ、われわれの期待に応えられるよう、心から希望してやみません。(盛大な拍手)

以上、所懐の一端を述べ、ご挨拶といたします。(拍手続く)



●自由民主党代表挨拶

民族の歴史・伝統を憲法に！

衆議院議員、元運輸・労働・法務大臣
自民党基本問題調査会会長

長谷川 峻

連休にもかかわらず、かくも多数お集まり頂いた、皆様
がたに心から敬意を表します。

私は、わが国がいろいろな政治問題において、国内でも
外国に対しても、ことさらはっきりした所信を述べない
ところに、活気が失われる原因があるように感じております。
(拍手) たとえば、憲法を少しも信用しないような政党が、
社会革命などを論じ、おまけにテロなどを支援しているに
もかかわらず、「護憲、護憲」と声高らかに憲法擁護を謳っ
ております。(拍手)

それなのに世間は、現行憲法があたかも定着したかのよ
うな感覚で、何とも思っていない。わが党にしても、政
権を取ったとたん、「憲法改正などは致しません」と、マス
コミずれた言葉を言う。(拍手) これは、皆さんにお詫び
をしなければなりません。(拍手)

イツの諸君が喜んで迎える、というような事態を、誰が想
像できたでしょうか。こうして、長い間分断されていた民
族が統合されて、ECの中に入ってきております。今まで
は全体主義、社会主義、共産主義であった国々も、それ
はメシが食えないと悟って、先を争うように民主主義への
道をたどるでしょう。世界がこんなに激しく動いているこ
とが、かつてどの時代にあつたでしょうか。

その中において、私は一人の政治家として、この日本が
敗戦の憂き目を見、占領されていた時代を生き延びてまいり
ました。戦争末期にも自分の信念をまげなかつたばかりに、
国政紊乱のことで、六カ月間警察にぶちこまれておりまし
た。そして恩師である中野正剛先生は、その間に腹を切っ
て自決していました。敗戦と同時に中野先生の親友の緒方
竹虎氏が東久邇内閣の内閣書記官長になられました。東久
邇宮殿下は、申すまでもなく天皇陛下に一番近い皇族でい
らっしゃる。この方が総理で、アメリカの進駐軍との折衝
に、堂々と当たられたわけです。私は緒方さんの秘書官と
して、首相付となりました。ある時に、私がお部屋にお伺
いしますと、「長谷川君、後ろを見ろ」とおっしゃられる。
総理官邸はその頃アメリカ大使館を真下に見下ろせました。
ちようどその日、占領軍総司令官マッカーサー元帥が、横
浜のニューグランドホテルから、初めてアメリカ大使館に
入ったんです。そして、アメリカ大使館の庭では、白い服

世界が今日のように、大きなうねりで揺れ動いているの
は、第二次大戦で日本が戦争に負けたとき以来のことでご
ざいます。四、五日前の夜、天安門事件のテレビを見てお
りますと、戦車が進んでくるのに、日本の過激派のように
火炎びんを投げるわけでもなんでもない。ただ一人の青年
が上着を脱いで、それを腕にかかえながら、戦車の行く方
向に、右に、左に静かに動き、戦車をとめようとしている。
全体主義の国において、軍が戦車を使って民衆を弾圧する
のもけしからんが、それにしても若い人達が、そこまで意
を決して抵抗していく意欲には脱帽の外ありません。国は
異なっても、そうした人達の意欲が、世界における大きな
変化を生み出したと言えるのではないのでしょうか。また、
ベルリンの壁があんなに簡単に破れて、東ドイツの人達が
西ドイツに歓呼の声をあげながらなだれこむ、それを西ド

を着た軍楽隊の演奏と共に、星条旗が揚がる。ここ日本の
東京のど真ん中に、アメリカの国旗です。今に見ておれ、
俺の目の玉の黒いうちに、必ず日の丸の旗を東京に揚げて
みせる！ その時に、こう決心しました。(拍手)

私は文部政務次官の時に、われわれが外国旅行をすれば、
行く先々の国では、自国の旗とともに必ず日本の国旗を立
てて迎えてくれる。パーティーのテーブル上にも、小さな
日の丸を飾って歓迎してくれる。どうだろう、日本も国会
議事堂に国旗を揚げようではないかと提案したんです。は
じめの頃は野党の諸君から、日の丸の旗には南京入城の血
の匂いがするなどと、反対の声が出ました。しかし、毎回
いうものですから、とうとう賛成をしてくれて、昭和三十
八年から総理官邸初め各官庁と衆参両議院にも日の丸が揚
がりました。そして今日まで続いているのです。(拍手)

皆さん、一週間ほど前の新聞に、終戦以来地方から皇居
の清掃奉仕に来た人達は、百万人を越えるという記事が出
ておりました。その百万人のさきがけとなったのは、昭和
二十年十二月八日に、戦災で皇居が荒れ果てているとい
うので、せめて草刈でもと、東北地方から駆け付けた六十七
名の青年男女でございます。実はその中に私も加わってお
りました。皇居のまわりにも、赤旗がひるがえるような時
代で、国民はすっかり虚脱状態です。そんな中で、せめて
皇居の清掃作業を通して、日本人の心を伝えていきたいと

考えて馳せ参じたのでした。

日本は古来農の国といわれておりますが、それは米が穫れるということからです。粟や、どん粟、貝などをあきつた古代においては、日本民族は慢性飢餓状態でした。それが米によって救われたわけです。ところで、今、どんな財閥の当主も、自分で田植えもしなければ、稲刈りもしません。しかし、御皇室は、ご承知のようにご自分で田植えをされます。ご自分で稲を刈られます。そして宮中の賢所において、先祖に対してお祭りをされます。その一つが、この度の大嘗祭であります。(拍手)

皆さん、われわれ日本民族は二千年以上にわたって、農耕の中に生きてきました。農耕の作業の中で、部落の長は部落民を助ける。相互扶助の生活の中で、喜びと悲しみを分かち合って生きて行く。こんな小さな民族が長い歴史と伝統を培い続けてこられたのは、こうした連帯の心の支えがあればこそではないでしょうか。(拍手)今の日本は、重工業も盛んならハイテクノロジも世界に先駆けております。しかし、その基本にわれわれが伝統的に培ってきた力があればこそ、工業の面では世界に冠たる製品を生み出す。サービスの分野ではアフターケアを徹底してやる。その実績の積み重ねによって、いつの間にか、世界で一、二を争う経済大国になりました。こんな国がどこにあるでしょう。(拍手)

今、民族の伝統ということを申しましたが、その中には

やはり拝む思想、崇める思想があり、これが大事なんです。日本ではマホメットやキリストの前から、陛下を崇め、神を拝む思想がありました。だからこそ、お盆などには、誰に言われなくともふるさとへ墓参に帰る。これが、日本人の伝統であり精神文化で、それを持ちつづけるように努めることが、最高の政治であると思います。(拍手)

いま自由民主党はさまざまな不評にさらされております。だからこそ、政治改革は是非やらねばなりません。それには、自分の肉を切り、血を流して自浄作用をすることです。私も党改革委員会の委員長として、一身をなげうつ覚悟で務めさせて頂いております。(拍手)

そうした中において、この憲法改正の問題は、お互い国民の問題でございます。一つの新しい時代を迎えるためには、避けて通れない重大な問題であるという認識のもとに、われわれは決意を新たにして、大いに推進して行こうとしているわけでございます。(拍手)

日本のあるべき姿の基本の確立と同時に、国民に公なるものに対する関心がなければ、生きて行くことは出来ません。その意味でも、ご来会の皆さんには、深甚な敬意を表すると共に、共々に一翼を担ってこの運動に邁進しようではありませんか。これを持ちまして、自由民主党を代表してのご挨拶といたします。(大拍手続く)



●推進委員長挨拶

憲法改正は夢ではない!

自主憲法期成議員同盟推進委員長
衆議院議員

戸塚進也

地球は大変せまくなったと思います。私は昨日のこの同じ時間には、カンボジア国境の、出来てから十二年たつというタイの難民キャンプを訪れておりました。そこでキャンプより知らない子供達や、両足を切断されて運び込まれた若い兵士の姿などを、見て参りました。大使館の書記官の話では、最近難民が海賊に財産を奪われた上、船を沈められてしまつて、海に投げ出された人達が、海賊船のスクリューに巻き込まれ皆殺しにされるといふ惨事が、日常茶飯のように行われているそうです。日本のマスコミは、もつとこういうことをわれわれに報道してもらいたいと思つていました。(拍手)その難民がなぜ出来るかと言えば、それは共産主義や社会主義の間違った政治にあるからだということ、私達は絶対に忘れてはならない(大拍手)、と痛感する次第であります。

さき程から大嘗祭のお話が出ましたが、私は日本人と手の文化について考えずにはいられません。日本人は二本の箸を使って物を食べる、世界の中でただひとつの民族です。お米を大切にし、お米を命の糧として生きてきたのが、私達大和民族であります。(拍手)そこで、手に関連する熟語を挙げてみますと、勝手、手間、手形、手違い、手当と、たちどころにいくつでも頭に浮かんできます。その二本の箸を器用に使う日本人の手から、コンピュータが出来、ロボットが生産されて、私達は今や世界中で一番幸せな生活をしているわけでありませぬ。もしも、この日本の箸の文化を否定したり、大嘗祭をおろそかにしたりすれば、日本民族は滅亡すると考えなければなりません。(拍手)さて、私が住んでいる静岡県には、静岡バイパスというのがありますが、数人の人達が土地を売ってくれないため

に、全通しないまま二十年もたつてしまいました。このことを考えますと、個人の権利だけが優先され、公の立場、社会の福祉がおびなりにされていいものか、どうか。土地についても、ある程度は主権の制限ということも考えざるを得ない(拍手)わけで、しかし、現行憲法のままでは、それも果たしてどの程度までやれるか、甚だ疑問でございます。(拍手)この二月に総選挙がありました。その時に最高裁判所判事の国民審査が行われたわけですが、ほとんどの人がわけも分らないままに投票された筈です。何でこのようなことをしなければならぬのか。申すまでもなく憲法に書いてあるからです。もう少し合理的に、選べる方法はないものかという、国民の不満もまた、大きな世論の一つではないでしょうか。(拍手)

次に政治改革に関連しまして、国会における二院制度が問題になっております。私がこの会場で、昨年も申し上げましたように、予算は衆議院で、決算は参議院で審議するというように、両院の機能をはっきり分けたらどうか。あるいは、政府の任命権については、全部参議院に任せたらどうか。それぞれが独自の権能を持つ二院制度こそ、本来の意味での立派な制度ではないかと考えております。(拍手)しかし、現行憲法がある限り、そういう理想は達成できません。本日の国会のあり方を指すためにも、憲法を正しく改めて行く必要があると思います。

(拍手)そればかりではありません。人口としては、四分の一にしか過ぎないわが国が、地球上の十分の一の経済力を持つ今日になりました。したがって、国際社会に対して果たすべき役割も大きくなっております。そのことを憲法にしっかりと明記する必要があるのではないかと。(拍手)

このように考えてきますと、今までの憲法の果してきた役割は、それなりに立派なものであったと評価しながらも、新しい二十一世紀に向けて、真の国際社会の中の日本としてあるべき姿を、自主憲法の制定という形で、内外に宣明することが国民的な課題でもあると、かようにお訴えしておきたいと思えます。(拍手)

最後に、現在の与野党勢力の分布を見ると、三分の二の国会発議はとも無理だという声があります。しかし、お隣の韓国では、二十一世紀に世界の韓国になるために、と、民主党、共和党、民政党が大同団結して、国会内で三分の二の勢力を占める民主自由党が生まれました。日本でも、与野党が激突するだけでなく、お互いが国民のために、国のためにといいことを優先的に考えてやっていけば、あるいは韓国と同じような政党が生まれるかもしれません。また、野党にも納得してもらった上で憲法改正だつてあり得ることです。自主憲法の制定は決して夢ではないという気持ちで、皆さん頑張ってください。私も共に努力することを約束して、ご挨拶に代えさせていただきます。(大拍手)



法学博士・慶応大学法学部教授

小林 節

●発表

選挙制度改革について

最近、選挙制度審議会の答申が出まして、それについての賛否両論がいろいろ行われています。私としては、この議論をきちんと突き詰めて行けば、最終的には憲法を改正するしかないというように理解しています。(拍手)

そこで、まず、何のために選挙制度を改めるのか、もう一度、確認をしておきたいと思えます。

第一に、選挙というものは、民意を正しく永田町に反映する仕組みでなければいけない、歪んだ鏡であつては困るということ。第二に、当たり前のことですが、永田町で政策論争ができるような選挙制度にして欲しい。第三点として、永田町で利権の売買をさせない。この三つです。

そのために、選挙制度はどうあるべきか。まず、第一にそれぞれの選挙区から一名しか議員を出さない、小選挙区制を主にします。これは、現状に対する反省からくるわけ

で、今の中選挙区という名の大選挙区制では、一つの政党で複数の候補を立てますから、政策上の争いが全くありません。そうすると、有権者に候補者個人の魅力を感じるにサービスマッチのためのネットワークを作るわけで、大きな金がかかります。したがって、永田町で利権漁りをするにもなりませんし、それで決着がつくので、政策を論議する時間も必要もないことになります。そして、国会においても重要な国策の論議がなおざりにされる。典型的な例では国防論議が、最もくだらない処理をされています。要するに、永田町には人材はいるんですけど、肝心の脳みそが存在しないようになってしまっています。(笑声・拍手)

小選挙区制ですと、必然的に党内で公認候補を一人にしぼっていき、変なお金も集められない、使わなくともいい

仕組みが用意された上で、全国一律の政党同志の政策論争に入っていくこととなります。当然無駄金もありません。利権漁りも不要ということになります。と、同時に政策論争ですから、いい加減な候補者では失格になり、政治家の粒も揃ってくるでしょう。

ただし、例えば五十一パーセントの票を取った政党が一議席、つまり百パーセントの議席を獲得するわけで、これには少数派切り捨てという面もあります。私自身が指摘した歪んだ鏡になりかねません。それについて、私としては次のように考えています。まず、政策は大いに論じてほしいけれども、それと同時に、きちんと決めて、実行して欲しいわけですね。これまでは論じるだけで終わってしまう、いわばサボタージュもあるわけで、それでは困る。また、一回選挙の結果が出たら、それが永遠に続くわけではないのですから、政権を与えたらとりあえずやり易いように、つまり勝った方と負けた方が大きく差がつく、そういう制度の方が政局運営はやりやすい。そしてその政権のやったことが悪ければ次の選挙の時に批判票を行使すればいいので、ある程度大きな差をつけた方が、世の中が動くという理解があるわけで、米英両国などは、それをやっています。つまり、そういう形で動かすことになりますと、負けた方はどうなるか。例えば四十九パーセントの得票では議席が得られません。いわば死に票の問題です。ところが、試し

つなやかに野党もこたわってはいられません。自民党に抗できるだけの勢力を結集しなければなりませんから、おかしなことを言うのはやめて、現実的な政策を取らざるを得なくなります。そこで、初めて大野党連合が出来て行くのではないかと思うわけです。

これに対しては、制度で変えられるべきものではない、という意見もありますけれど、ああまで硬直してしまった今の野党などは、制度でも追い込んでいかなないと更生は無理なのではないでしょうか。むろん、比例代表制とは違い、小選挙区制というのは、多数派に多少有利に働きますから、少数派にとっては好ましくないということもありましよう。ですから、そこに比例代表制を併立することによって、数は少ないかもしれないが、少数派の議席も確保されるようにしたいのではないかと。全く議席がなくなるのとは違って、これはお互いにとって、大きな効果が期待できるように思います。

そういう意味で、現状を改革しなければ、という前提で行く限り、私は小選挙区制を主とし、そこに比例代表制を添えるという、選挙制度調査会の今回の答申が、もっとも賢明な策であると考えています。

あの答申にもありましたように、残された問題は、区割りなどで、現職の政治家が「俺だけは落選しないようにして欲しい」と、みんなで言いだすと大変な事になります。

ということ、この前の衆議院選挙を小選挙区制で計算してみますと、自民党が三百何十議席もとれる。安定多数ですが、この間の参議院選挙を例にして、シミュレーションしてみたら、社会党はやはり三百何十議席とれるんです。このように、ほんのちよつとの支持率の変動で、議席数が大きく変わって政権が動いてしまう。このスリルが、政治家にとってはいい歯止めになるわけです。

つまり五十一パーセントの票をかき集めて、政権を取ったけれど、うっかり下手なことをして二パーセントひっくり返ったら、今度は野党になるという危機感がありますから、与党といえども傲慢な政治は出来なくなります。したがって、四十九パーセント側の臍を曲げさせない。さらに五十一パーセントは守りたいと考えますから、形式上は死に票であってもその気持ちは尊重して政策に組み込まざるを得ない。これが米国や英国の実態であります。つまり、死に票ではなく、無言の圧力として政治に反映するわけです。それと、わずかに二パーセントで逆転できるわけで、その死に票が、逆転する場合の母胎になるということも考えねばなりません。こういうふうに考えてきますと、小選挙区制というのは能率のよい政治が出来る、よいことづくめだと私は思います。

小選挙区制になれば、二大政党でない生き残れませんか、つまり面白いイデオロギーの対立とか、過去のいきさですから、そうした感情は無視して、利害とは無関係に、歴史的な行政区画を基準にしてきめないといいません。

それが、なぜ出来ないのか。憲法四十七条で、選挙制度は国会の専権になっているから。これはもう、古今東西の先例を調べるまでもなく、国会議員に選挙制度を委ねたら、ろくなことにはならないんです。国会議員といえども人間であり、また、大変特権的な地位でもあって、ことに男としてやり甲斐のある仕事の方ですから。(拍手)

第三者機関を作って、選挙制度の区割りとか、時代状況に応じての調整をやっている「選挙制度審議会」にしても、「権威ある」という前提で立派な学者を揃えています。永田町では少しも尊敬されていません。それは権限の問題があるからです。つまり、第三者機関が、なぜ機能するかというと、第三者機関が現実の政治家たちに気兼ねせず、何でも決められるからこそ権威があるわけで、諸外国の例に見るまでもありません。したがって、これは憲法第四十七条を改正して、選挙制度の確定、そして修正の権限を、国会から独立した機関の、終局的な権限として置かないと駄目だということになりますので、これは必然的に憲法の改正につながる話なのです。(大拍手)

つまり、選挙制度の改革を題材にして、憲法改正運動をやってみたらいいのではないかと。(拍手)
アメリカ占領軍から無理矢理押し付けられたことに関し

ては、われわれは戦後生まれのせいもあって、それほどの被害者意識はありませんが、他方、社会主義を信奉する人達、日本国憲法を神棚に祭って、「護憲、護憲」と拝んでいます。これは被害者意識と信仰のぶつかり合いで、横から見ていますと、誠に情けない話です。議論が一向にかみ合わないわけですから。そういう不毛の論議に参加する気は、私としてはありません。

それよりも大事なことは、われわれは確かにこの国に生きていますし、われわれが主(あるじ)だということです。何故ならば、すべてのものに責任をとらされているんですから。われわれが幸福になることが、憲法の目的であるならば、その小道具の一つにしか過ぎない憲法などは、われわれの生活の便利のために、つまりは政治改革のために、自動車のモデルチェンジのような感覚で、使い勝手のいいように変えて行く。いくなれば、気分に応じて変えていくような感覚のもとに、憲法改正にチャレンジしたらいいと、私は思います。(拍手) そのため、今回の政治改革というのは、よいきっかけであるという気がします。(拍手)

無論、ここまでは学者の練り言でありまして、しばしば「お前は永田町の現実を知らん」と言われてしまう。しかし、どうしたらいいかという点について感じていることを申しますと、現職の議員の先生方は、俺だけは落ちたくないと考えておられるようですが、幸い、自民党と政府首脳

陣は、政治改革に体を張るようなことをおっしゃっています。

私は、国民の一人として、その言葉をしかとつかまえて、どうぞ体を張ってくださいと、きびしく監視をつづけようと思っています。(拍手) このことは、やはり政権を握っている自民党に責任があるわけで、もしも今回も自民が期待を裏切ったら、神頼みではありませんが、第二のリクルー・スキヤンダルでも起きて、永田町全体が、もう一度自信を失うとよい。この間の参議院選挙の前後はとてつもない霧囲気でした。(拍手) 政治家があんなに謙虚になったのを見たことがありません。(拍手) ああいう状況がもう一度来て足腰立たなくなった時に、世論という名でマスコミを総動員して、永田町を無視して押し切るといような歴史の出来事が起こらないものかと、勝手な夢を見ております。(拍手) さて、最後の言葉になりますが、われわれ一般市民は、主権者国民でありますから、そういう意味では、どんな時代でも筋をきちんとつかんでいないと、事に臨んでわれわれが発言していく基準がなくなります。したがって、その基準は、本来制度改革はこうあるべきだ、そして、それは憲法改正につながる。そして、そのことは永田町の人達が、その気になりさえすれば出来る。それなのに彼らはやらない。そこに問題がある。何とかしてやらせたい、というような認識を、出来るだけ多数で共有しておきたい、と思うわけです。(大拍手)

●発表

政治改革の具体案

憲法学会理事・駒沢大学法学部教授

竹花光範



一、国会議員の就任宣誓義務規定を設ける

自主憲法を制定しようというわれわれの運動は、十数年前から、現実的な実行可能な改正案をかかげて、運動方針の転換を図ってまいりました。いくなれば、全面改正のための一里塚を作って行こう、時代に即応した改正提案をすることで、一部国民にみられる改憲アレルギー症状を解消させよう、という狙いでございます。(拍手)

その手初めに第一次憲法改正試案として二十五項目の改正案を提案いたしました。その後も数年前に財産権の条項の改正案を含めた四カ条からなる改正案を世に問うております。そして、今回は、政治改革のための改憲案の提起ということになったわけです。(拍手)

今回の改正案は四項目にわたりますが、まず第一点が、国会議員に就任宣誓を義務づける規定を、現行日本国憲法の第四十八条の後に設けるべきである、ということ。

このように、就任宣誓を義務づける規定は、最近では諸外国の多くの憲法に盛り込まれておりまして、アメリカ合衆国憲法にも同じような趣旨の規定が見られます。また、議会制民主主義の母国といわれるイギリスの場合も、イギリスは不文憲法の国ですから、統一的な憲法典と称するものがありませんが、実質的なイギリス憲法の一部を構成している成文法規として、議員の就任宣誓に関する法律があり、その中で宣誓が義務づけられているわけです。

ところで、就任宣誓の際に「憲法や法律を順守する」というような事をいいますと、改憲の議論ができなくなるのではないかと、という心配をされる人もあるのですが、これ

は全くの誤解でございます。さきに今上陛下が、「朝見の儀」のお言葉の中で、「現行憲法を順守する」旨おせられたのをとらえまして、一部の野党やマスコミが、新陛下は護憲派の立場をとられたのだから、憲法を改正する根拠は失われた、という論評をいたしました。これは大変な誤りです。憲法を守るという事は、天皇に限らず、総理大臣、国務大臣、国会議員、すべての役人はもとより、一般の国民にとっても義務であるわけです。その意味では、陛下は当然のことを言われたに過ぎません。現行憲法を守りながら、一方で、不都合なところは改めていくというのは当然のことです。だからこそ日本国憲法第九十六条には改正手続きの規定があるわけでありませぬ。(拍手)

二、国会議員の被選挙資格の制限

次に、第二点目ですが、国会議員の被選挙資格の制限に関する規定でございます。どういう制限を設けるかと申しますと、①刑事法上、有罪の判決を受けた者、並びに民事法上偽造、詐欺、横領、背任及び詐欺的破産などで有罪判決を受けた者。②選挙に関して、買収、強要、脅迫などを行って、有罪の確定判決を受けた者は、その犯罪の行われた選挙区からは永久に、他の選挙区からは四年間立候補出来ない。③候補者の選挙責任者が、前項の行為を行った場合

合は、その候補者は当該選挙区から選出される資格を四年間失う。というのが、その内容であります。被選挙資格の制限につきましては、公職選挙法に委ねることも考えられますが、やはり国家の最高法規である憲法の中で、基本的なところは定めておいた方がいいのではないかと考え、提案する次第でございます。(拍手)

この案も、必ずしもわれわれのオリジナルではなく、議会制民主主義の先進国の憲法や、政治の現実に示唆されて盛り込む事を考えたわけでありませぬ。

例えば、イギリスには「腐敗及び不法行為防止法」というのがございます。この法律が制定されるまでは、議会制民主主義の母国といわれるイギリスにおきましても、多くの腐敗行為があり、その対策として、この法律が制定されたという経緯があります。ご参考までに申しあげますと、イギリスでは、腐敗行為があつた場合「他の選挙区」からも七年間出られず、候補者の代理人が犯罪を行った場合も、当該選挙区から七年間出られない事になっております。これは、当時イギリスの議員任期が七年間であつたからです。今回、第四十四の二条として、「四年間立候補出来ない」とか、「四年間失うものである」としましたのは、現在の衆議院議員の任期に合わせたことでもあります。

その他、外国の憲法を見ても、例えば、デンマーク憲法第三十条の一項には、非常に注目すべきことが定められています。中でも、最後の⑥ですが、現在は国会会期中に、全部欠席しても議員の身分がそのまま維持出来る仕組みになってるんですね。国会議員というのは、申すまでもなく、国民の代表として、国会において働くことがその任務であるわけです。したがって、すべて出席するというのが原則であろうと考えます。(拍手) 一日たりとも休んではいけません。しかし、病気にかかったとか、外国に出張するとか、何らかの理由で出られないということもあるでしょう。そういう正当な理由もなしに、一年間欠席とか、任期中全部欠席しても議員の地位を維持出来るというのは不合理です。そこで、会期中三分の一以上欠席した場合は、議員の地位を失うという事にしたらどうかと、このように考えた次第です。(拍手)

四、両院合同会議創設の提案

最後に、両院合同会議に関する規定について申し上げましょう。国会の活性化については、いろいろな方策が考えられるわけで、各国の憲法を見ますと、そのための方法が随分盛り込まれております。例えば、「全国民代表制の明確化」なども、その一つでありませぬ。

日本国憲法の第四十三条には、「両議院は、全国民を代表する、選挙された議員でこれを組織する」という規定が

られております。すなわち、「公衆の目で見、国会議員たるにふさわしくない」とされる行為について、有罪を宣告された者は、被選挙権を有しない」という規定であります。実は、第四十四の二条の定めは、このデンマーク憲法の規定にも示唆されております。(拍手)

三、国会議員の欠格事由についての規定

三番目は、国会議員の欠格事由に関する定めですが、次に列挙するような行為をした場合には、議員の地位を失うとしたらどうかという事でありませぬ。(拍手)

- まず、①として、公有財産を購入、または賃借すること。②は、国またはその機関と、土木請負契約、物品納入契約、または、その他法律が禁ずる契約を結ぶこと。③国または、その機関と契約関係にある営利企業の役員、または法律顧問となること。④国または、その機関を相手とする訴訟事件において、訴訟代理人、または弁護人となること。⑤第三者の利益を図るために、国または、その機関の事務の負担となるべき交渉をなし、または交渉をなさしめること。⑥正当な理由なくして、会期中三分の一以上欠席すること。六つの事由を挙げました。(拍手)

これも、全くのオリジナルというわけではありませぬ。諸外国の憲法の規定を参考として、こうした定めを考えて

ございまして、国会議員は全国民の代表者であると言われております。しかし、どうも規定の仕方がうまくないために、全国民の代表であるという点がぼけてしまつて、両議院は、単に選挙された議員で組織されるんだというように読まれかねません。つまり、国会議員というのは、選挙区の代表者であるかのように、つい思われてしまうわけです。そこで、国会議員は国民全体の代表であるということをして、憲法の条文ではつきり示す。そうすれば議員も国家的な視野で活動出来ますし、一般国民も認識を改めることになるでしょう。(拍手)

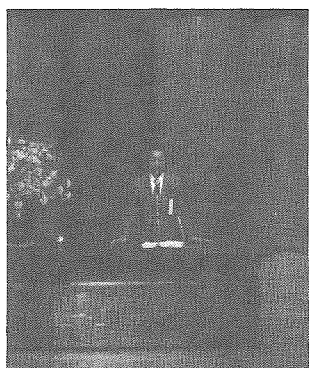
それから、現在通常国会は年一回の召集ですが、世界的傾向として、常会を年に二回開く国家が、圧倒的に多くなっています。また議員の任期を長くするというのも、世界的風潮です。と、いうようなことで、国会の活性化については、いろいろの方策が考えられるわけですが、今回は現状に最も即した規定として、両院合同会制に関する規定を憲法に盛り込むことを提案したわけです。(拍手)

その内容は、①いずれかの議院の総議員の過半数の要求があれば、内閣は両院合同会議の召集を決定しなければならぬ。②両院合同会議は、両院の総議員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することが出来ない。③両院合同会議の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。④両院合同

会議は公開とする。秘密会の開催、会議録の保存、表決の記載については、第五十七条の規定を準用する。⑤両院合同会議は、その議長、その他の役員を選任する。と、いうこととございまして。この両院合同会議、あるいは両院合同会という制度は、わが国では非常に馴染みのない制度ですが、実は、いわゆる二院制を採用している国家の七割を越える国家が、この制度を採用しております。

さて、これはどういう制度かというと、現在消費税をめぐって、衆参両院が対立しておりますが、こうなりますと、重要問題がいつまでもたつても解決出来ません。国政がデッドロックに乗り上げてしまいます。そこで、両院議員が一堂に会して、そこで議論をして決めてしまおうというわけです。また、緊急を要する案件の場合、両院で別々に審議してきますと、倍の時間がかかります。結論が出たときには既に手遅れであるかも知れません。そんな場合には、両院の合同会を召集すれば、一回で結論を出す事が出来ます。こうして、二院制の持つ欠陥をカバーしようというのが、この方策であります。(大拍手)

以上、四つの点について、具体的な改正案を提出いたしました。こうした現実的な改正案について、ぜひご理解の上、改憲の機運を一層盛り上げて頂きたいと、お願いを申し上げます(大拍手続々)



●発表

大嘗祭の象徴的意義

自主憲法制定国民会議理事長
前衆議院議員・元厚生大臣

森 下 元 晴

ご承知のように、世界は騒然としております。問題を大きくとらえてみますと、問題点のひとつとして、左翼偏向のイデオロギーの時代が終わりまして、世界が一つの新しい秩序を求めながら、摸索を始めているように思われます。

ソ連においてはついに大統領制がとられ、東欧におきましては、壮絶な歴史の実験の結果、社会主義・共産主義、つまりはマルクス・レーニン主義は決して人間を幸福にしなかつたという、まことに無残な結果が出てしまいました。

(拍手) また、もう一つの問題は、人類が物質主義に偏りすぎまして、金を儲けることだけが価値のあることのように考え違いをしてしまった。金儲けのためなら自然破壊も辞さない。それが、現在言われております環境保全の問題につながっているわけでありまして。(拍手)

あと三十年もすれば、地球の温度は何度か上昇して、海

面が何メートルも上昇します。当然大変な被害が出るわけで、そういう地球的規模の問題を論議しなければなりません。万物の霊長である人類が、このようなことで心配することは、誠に不幸なこととございまして。(拍手)

そういう中であつて、日本は、あるいは日本人はいかにあるべきかという、大きなテーマが与えられているわけとございましてけれど、残念ながら一番大事な日本の国体を守るべき、また、これをしっかり認識すべき御世代わりの時点において、徒に憲法の解釈論だけが横行して、宗教と政治がいつしよになつたらいけないんだ、とか、あるいは農耕民族としての日本民族の原点である大嘗祭すらも、皇室の公的行事という方法をとらなければ、国家予算がつけにくいなどと申しております。その理由については、私はよく分かりませんが、かねてから私も主張するよう

に、なぜ、堂々と国家行事にしないのでありましょうか。
(大きな拍手起こる)

憲法において天皇制を認め、世襲制度を認めながら、その世襲制度にはつきものである大嘗祭の問題すらも、政府はこのようにぼかしておるといのが現状でございます。いふならば、世界注視の真つ只中にある日本が、ピンボケの状態にあるわけで、これは誠に不幸なことでありませう。そういう意味におきましても、ぜひ現行憲法をあらためなければなりません。なぜ改正しなければならぬかという原点は、ここにこそあると私は思うわけであります。

改めて申すまでもなく、日本の歴史をひもといて見ましたとき、日本が行き詰まった場合には、必ず天皇様がお出ましになる。それは、皇室の権力ではなく、天皇様のオーソリテイでお出ましになって、この国に「活力」を与えてくださった。大化の改新もそうです。明治維新もそうです。そして日本はいわゆる権力が、主権在民の名のもとに議会制度に委ねられ、あの教育勅語に示されたように、日本の民主主義が明治憲法の下に始まっていったわけでございます。(拍手)

そういうことを考えましたときに、日本という国が神から授けられた大きな使命を、世紀末的現象に世界中があえていっている今こそ、共產主義はもとより、すべての面で行き詰まっている今こそ、果たさなければいけないのではない

だろうかと痛感いたします。(拍手)

私の郷里は四国でありますけれども、昨年の参議院選挙におきましては、本土との連絡橋の問題を掲げて立候補した自民党候補者は、四人とも全部落選いたしました。有権者の気持ちは、行政的に橋がかかるからとか、道路が整備されるからとかいうような次元の低い問題だけに関心があるわけではないということが、これでハッキリしたわけでございます。単に地元の利益だけという認識は、すでにして過去のものであると申さねばなりません。(拍手)

そういうことも考え、われわれはもつと勇気をもって、憲法改正や大嘗祭の問題に取り組むべきでありましょう。いわゆる大嘗祭というのは、日本人が日本人であることを、改めて認識するための大きなチャンスでございます。もともと、皇室制度を守ることが、ひいては国民のためになる。国のためになるという、国民の知恵によって皇室の制度が存続されたのでございます。こういう日本固有の基本的な原理と申しますか、国民のコンセンサスの下に形成された脈々たる精神を、一部の政治勢力のために曲げられることは、誠に残念なことでございます。(拍手)

私どもは「大嘗祭を国事として行う法的論拠」九カ条をまとめ、昨年の十二月に海部総理あてに提出いたしました。しかしながら、すでにご承知のように、政府はついに国事行為として行わないという方針を改めず、まことに残念で

ございました。しかし、皇室の公的行事として行われることになったのは、せめてものことと申せましょう。

時間がございませんので、大嘗祭についての私どもの考

もって、古代からの「古式」を云々するのは、逆立ちの論理と申すべきでしょう。

一、まず、大嘗祭は、「即位の礼と一体をなす」ものと考えられてきたように、天皇の地位継承の重要な儀式でございます。

二、大嘗祭は、憲法第七条第十号にいう国事行為としての「儀式を行うこと」に入ります。したがって、本来ならば、当然国事行為として行われるべきのものでありましょう。

三、一部の野党などは、大嘗祭については明文の規定がないと申しますが、現行法例第二条に「公の秩序又は善良の風俗に反しない習慣は、明文の規定がなくとも、法律と同一の効力を有する」旨の規定があり、大嘗祭は立派な「習慣」ですから、明文の規定のないことは、いささかも妨げになりませぬ。

四、また、大嘗祭は「古式」であって、宗教行為にとるべきではありません。「衣冠束帯」姿を短絡的に神道ととらえるのは誤解で、古い時代は絵巻物で見られるように、公式にはすべて「衣冠束帯」姿でした。歴史的にみましても、神道が今日でいう宗教性を帯びるのは、江戸中期以降ですから、今日における神道の宗教性を

なく、「宗教」であるとしても、憲法上のいわゆる「政教分離の原則」について、学問的に正しく理解すれば、現行憲法には違反しないことが分かります。なぜならば、欧米先進諸国では、過去の宗教戦争の苦い経験から、「政教分離」とは、「国家の中の政治権力組織と、宗教権力組織との癒着によって、信教の自由が阻害される場合を禁ずる原理」であるというのが常識だからでございます。

と、以上のようなこととなります。(拍手)
今年十一月の大嘗祭のときには、おそらく世界中から各国首脳が、あの大喪の礼のとき以上に、日本に集まってくるでしょう。そういう方々にも恥ずかしくないよう、由緒ある「古式」に則って立派に行ってもらいたいと思っております。(拍手)本来ならば、国を挙げての国事行為であるべきであったと、もう一度繰り返し申し上げておきます。

(拍手)
私どもとしましては、日本という国の国柄がよって立つ原点に立ち返りまして、大嘗祭の持つ象徴的な意義について思いをいたすべきではなからうかと、かように考える次第でございます。(拍手続く)

大会決議

一、現行憲法は、四十数年前、占領下で作られたものである。時代は日進月歩で変化しており、もはや多くの点で現実と合わなくなっている。我々は、いまこそ憲法を改正して、民心を一新し、健全で活力ある新しい日本を建設することを提唱する。

一、政治改革は、国民がひとしく望むところである。我々は、国会および政党に、政治不信を払拭するべく、諸外国の例に倣い、議員就任宣誓義務、被選挙資格の制限、議員欠格事由、ならびに両院合同会議に関する規定を、憲法に盛り込むよう求める。

一、わが国は、一貫して、皇室を民族統合の中心として発展してきた。我々は、即位式と大嘗祭が一体不可分のものであるとの認識に立ち、大嘗祭が古式に則って行われるよう求める。

右決議する

平成二年五月三日

第二十一回自主憲法制定国民大会

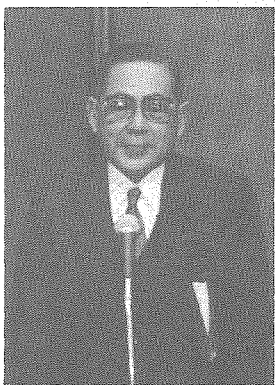
(大会決議)

司会者 次に、大会決議に入りたいと思います。では決議案の朗読を、大会実行委員の山本幸彦さんをお願いいたします。

(上掲の大会決議文を、力強く読み上げる)

司会者 たいま朗読いたしました決議案を、今大会の決議として採択することにご異議ありませんか。(盛大な拍手) ありがとうございます。万雷の如き拍手をもって、大会決議はここに採択されました。

なお、この決議には自由民主党に対する要望も含まれておりますので、本日ご出席の自由民主党代表者の長谷川峻議員から、のちほど自民党本部へご伝達頂きたいと思っております。(大拍手)



●閉会の辞

憲法改正なくして 日本の繁栄なし

大会運営委員・前参議院議員

堀江正夫

本日の大会には、多数の来賓の皆様、各界各層を代表する皆様方、さらに次代を担って頂く若い沢山の方々がおいで下さいまして、終始熱心にご参加頂いたことは、最大の感激でございます。心から厚くお礼申し上げます。(拍手)

また、各先生方からは、大変貴重な、かつ有益なお話を承ることが出来ました。皆様とご一緒に、あわせて厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

日本は戦後の廃墟の中から、国民の叡智と努力によって、今日の繁栄をもちとって参りました。しかし、今、世界が激しく揺れ動く中において、大きな岐路に立たされております。日本が経済大国、国際国家として、光輝ある歴史を将来に向かって維持発展させるためには、われわれがなすなければならぬことが山積しております。今こそ、遠い将来を見通し、広い視野に立った、本当の意味での国家戦略を打ち樹てるべき時であると思えます。(拍手)

かつて「戦後政治の総決算」ということが言われましたが、行政改革などに見るべきものがあつたに止まり、教育の問題、防衛の問題などをはじめ、重要な課題は中途半端に終わってしまいました。それは、やはり基本に現行憲法の問題が横たわっているからでございます。(拍手)

私は、この長期戦略樹立のためには、憲法の問題を避けて通ることは出来ないと考えております。(拍手) そのような意味におきまして、今日の大会は非常に意義の深いものがあつたと感ずる次第でございます。日本が悠久の発展を遂げ、また、世界に貢献する国家として存在を維持するためには、憲法の改正なくして、それを望むことは出来ません。(拍手) 今日を契機に、さらに憲法改正に対する理解を深められ、その機運の醸成に、相ともに努力して参りたいと願う次第でございます。これを持ちまして、閉会いたします。ありがとうございます。(大拍手続く)

盛会 御礼

去る五月三日、千代田区公会堂にて開催いたしました「第二十一回自主憲法制定国民大会」は、終始熱気溢れる満席の盛況裡に、無事終了いたしました。

これも、心ある皆様方の御熱意と御芳情によるものと、執行部・事務局一同、心より厚く御礼申し上げます。

なお、気運上昇の折柄、この運動に一層の御理解・御尽力を賜りますよう御願ひ申し上げます。

平成二年六月吉日

主催 自主憲法制定国民会議

会長 木村 睦 男

理事長 森下 元 晴

世話人、役員一同

主催 自主憲法制定議員同盟

会長 木村 睦 男

推進委員長 戸塚 進 也

常任理事、役員一同



▲各部署の責任者と入念な打ち合わせ。

編集 後記

▼五月三日の大会は、昨年と同じく千代田区公会堂にて開催しました。

この日は、大型連休の中日で、天気も悪いとの予報でしたので、果たしてどの程度聴衆が来られるか心配しましたが、開会前から参会者が続々と詰めかけ、会場の一・二階とも満席となる盛況で、主催者一同、自主憲法制定運動へ寄せる国民の皆様に関心の深さに感動いたしました。

▼また、大会参加者も、若い人の比率が年々増え、今年も、参加者の約八割が若い人々で、学生さんが熱心によいよ目覚めてきたかと頼もしく、大いに意を強くいたしました。

▼大会は、この春、理事長に就任した森下元晴前衆議院議員の格調ある開会の辞に始まり、木村睦男会長のこの運動に対する信念の披瀝があり、続いて、外遊中の小沢一郎幹事長に代わり、自民党長老で党基本問題調

査会長の長谷川峻衆議院議員が自民党を代表して挨拶、また当団体の推進委員長の戸塚進也衆議院議員も、外遊の合間を縫って駆けつけ、熱弁をふるわれました。

▼学者お二人をはじめとする発表も説得力があり、内容があったと思います。決議の読み上げや閉会の辞も力強く、よい締め括りでした。

▼大会後、当日お世話下さった方々の慰労を兼ね、森下元晴先生の理事長就任パーティを行いました。これも大層盛り上がりしました。(清原)

憲法 第二十一回国民大会報告号
発行日 平成二年六月三十日

編集 事務局長 清原 淳 平

発行所 自主憲法制定国民会議

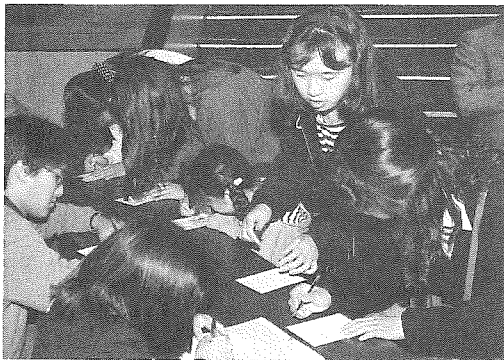
〒104中央区八重洲二六一六
北村ビル3F

電話 五〇二一五〇四一番

振替 東京六一二二八七九

定価 三百三十円(送料七十二円)

▼配布資料の装づめに忙しい。



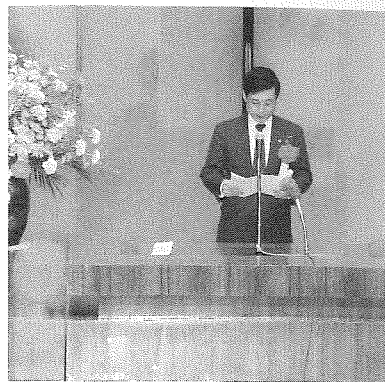
▲今回はさらに若者達の姿がふえた。



▲ピアノ伴奏の鈴木昌子さん。



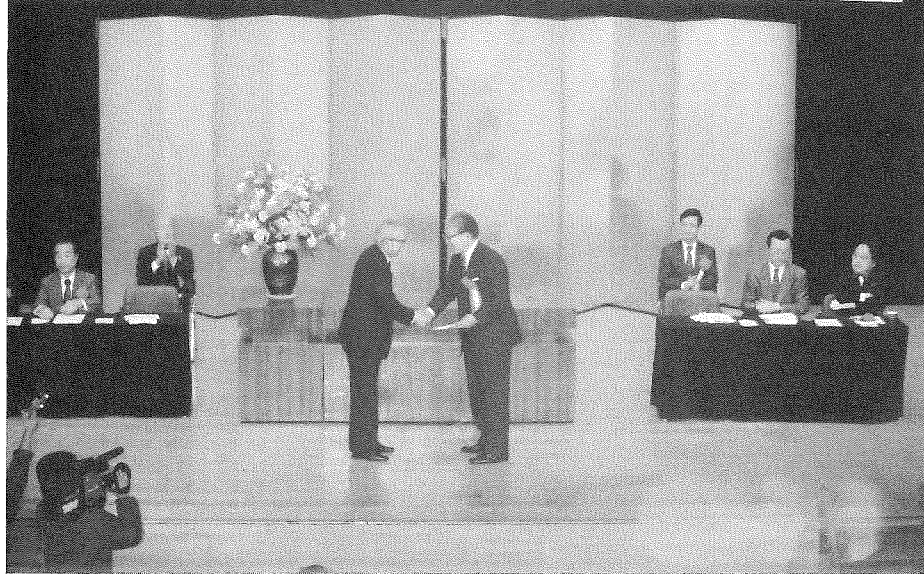
▲福井勇元衆・参議員が万歳三唱の音頭をとる。



▲力強く大会決議文を朗読。

意義を考えよう

具体案を提唱する



◀満場割れんばかりの拍手のうちに、大会決議文は、木村睦男会長から、長谷川峻自民党代表に手渡された。



▲閉会后、森下元晴自主憲法制定国民会議理事長就任祝賀パーティが開かれた。



▲司会の清原淳平事務局長。



▲上・発表を行う小林節慶応大学教授と、下・竹花光範駒沢大学教授。



▲登壇の順番を待つ諸先生。